

解答

Q1) 酒気帯び運転の対象となる呼気中のアルコール濃度はいくつでしょうか？

- ①0.10mg/ℓ以上
- ②0.15mg/ℓ以上
- ③0.20mg/ℓ以上

答え②0.15mg/ℓ以上

解説 アルコール摂取の単位となる1単位 = 0.15mg/ℓ (純アルコール20g) の酒量は下記になります。アルコール1単位が分解されるのにかかる時間は、およそ4時間程度(女性・高齢者の場合、およそ5時間程度)。2単位の場合、およそ8時間程度(女性・高齢者の場合、およそ10時間程度)はかかると言われています。



Q2) 飲酒運転で交通事故を起こした場合の自動車保険による補償で正しいものはどれでしょうか？

- ① 加害者・被害者共に補償される
- ② 被害者は補償されるが、加害者は補償されない
- ③ 加害者・被害者共に補償されない

答え② 被害者は補償されるが、加害者は補償されない

解説 通常の交通事故ならば、事故を起こした加害者であっても自身のケガに対する補償として保険金を受け取ることができます。しかし、飲酒運転で事故を起こし、加害者となった場合には、免責事由に該当することから、「自身のケガや車両に対する補償」は一切受け取ることができません。



Q3) 前方車両を追い越すため、追い越し車線に進路変更。その後も追い越し車線を法定速度以下の速度で走行し続けた。高速道路において、この運転行為は交通違反に該当する行為となるものかどうか？

- ① 法定速度を守っているため該当するところはない
- ② 追い越し車線を走行し続けたため、交通違反となる

答え② 追い越し車線を走行し続けたため、交通違反となる

解説 高速道路において、追い越し車線とは次の通り定義されています。
 ・片側2車線以上の一番右側にある車線
 ・走行車線を走行中に前車を追い越す際に利用する車線
 走行できる状況についても、下記のような限られた状況のみと定められています。
 ・前方車両の追い越しをするとき
 ・右折のためにあらかじめ寄るとき
 ・道路標識や道路標示により通行区分が指定されているとき
 ・接近してきた緊急自動車に一時進路を譲るとき
 ・道路の状況その他の事情によりやむを得ないとき など



Q4) 高速道路を走行中、ガードレールに衝突！自損事故を起こしてしまった… 車両を路肩に停車し警察への連絡を行ったが、警察到着直後、注意を受けることに。注意の原因となった行動とは、どういったものでしょう？

- ① 停止表示板を置いていなかったこと
- ② 警察が到着するまで同乗者をクルマの中で待たせていたこと

答え①②③ すべて

解説 高速道路での事故発生時、①～③の行為すべてが禁止行為となります。多くの車両が高速で走行する高速道路は、万が一の事故が発生した際、高速道路上での二次被害を防ぐことが最も重要視されます。そのため、万が一高速道路上で事故を起こしてしまった時には、後続車両などに注意をしながら、落ち着いて、次でご紹介するような手順で行動が取れるようにしてください。＜高速道路上で事故や故障などが発生した際の手順＞ ①車両を安全に停止させる ②ドライバー・同乗者の安全を確保し、停止表示板・発炎筒を設置 ※発炎筒は、燃料漏れが発生している時やトンネル内では使用しないでください。③非常電話が携帯電話で救援を依頼・道路緊急ダイヤル： #9910 ・警察： 110



Q5) 車線の左側は青色で区切られた自転車専用通行帯になっているので侵入しないようにして左折しました。この運転行為は次のどれに該当しますか。

- ① 自転車通行帯は自転車しか入ってはならないので、違反ではない
- ② 自転車通行帯に入って道路の左端に寄らずに左折したので、違反
- ③ 自転車専用通行帯があるところは左折できないので、違反



答え: ② 自転車専用通行帯に入って道路の左側端に寄らずに左折したので、違反

解説、車両の左折方法について、道路交通法は「車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければならない」と定めています(道路交通法第34条第1項)。道路に自転車レーンが指定されている場合でも、自転車レーンと車道との間に黄色の実線が引かれていたり道路標示などによって左折する車両の進入が禁止されているのでなければ、左側端とはその道路における左側端となりますので、自転車レーンに入って左端に寄らなければならないのです。なお、道路に縁石や柵等によって「自転車道」(道交法2条1項3号の3)がある場合には、自動車は、道路外の施設などに出入りするためやむを得ないとき以外はそこを通行できませんから(道交法第17条3項)、自転車道との境が左側端となります。最近では車道と歩道の間に、自転車レーンが設けられている道路が増えてきました。自転車のための専用レーンなので、自動車ではいけないと感じる人もいますが、自転車レーンが設定されていても、バス専用レーンが設定されている道路と同様に、左折する場合は原則通り、できる限り左側端に寄ってから曲がらなければならないのです。

Q6) 黄色の実線と白の破線が境界線として引かれている片側2車線で車線変更をしました。この行為は、以下のどれに該当するのでしょうか？

- ① 通行していた側の境界線が黄色実線だったので、進路変更は違反
- ② 黄色の実線で、いったん進路変更した後に元の車線に戻らなかったため違反
- ③ 境界線には白い破線もあるので、進路変更しても違反ではない



答え: ① 通行していた側の境界線が黄色実線だったので、進路変更は違反

解説、道路標示によって指定された種類の車両が通行すべき部分を通行すべきことが示されている場合、すなわち車線・レーンが定められた道路で、「進路の変更の禁止を表示する道路標示によって区画されているとき」は、緊急自動車が近づいてきたときや道路の破損等のためにその車線・レーンを走行できないなどの許された場面を除いて、車両はその道路標示を越えて進路を変更することができません(道路交通法第26条の2第3項)。黄色の実線で示される車線境界線は、車両に進路変更を禁止する道路標示ですから、この区間は車線をはみ出すことも禁止されます。一方、白い破線の車線境界線では、はみ出しや車線を越えた進路変更が可能です。問題の道路のように、黄色の実線と白い破線が2本並んでいるときは、白色側からの進路変更はできますが、黄色側からの進路変更は禁止されることを示しています。